

総務第 430 号
平成 23 年 3 月 25 日

本庁各室課等の長
広域振興局の部等の長
広域振興局の部等に置く所の長
広域振興局以外の出先機関の長
議会、監査委員及び各委員会の
事務部局の長

} 様

総務室入札課長

岩手県営建設工事請負契約書例文(別記)の改正に伴う現場代理人の常駐義務緩和について

このことについて、岩手県営建設工事請負契約書例文(別記)(以下「別記」という。)が平成 23 年 3 月 25 日付け総務第 428 号により改正され、改正後の別記第 10 条第 3 項として「発注者は(略)現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる(以下「現場代理人の常駐義務緩和」という。)」こととする規定が追加されたところです。

については、国土交通省の運用基準に準じて、現場代理人の常駐義務緩和に係る取扱いを下記のとおりとすることとしましたので、お知らせします。

記

1 現場代理人の常駐義務緩和について

少なくとも次の各号のいずれかに該当する場合には、別記第 10 条第 3 項の「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして取り扱うこと。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 前 3 号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

2 施行期日

平成 23 年 4 月 1 日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する(平成 23 年 3 月 31 日までに行われた公告その他契約の申込みの誘引に係る契約で、平成 23 年 4 月 1 日以降に契約が締結されるものについては、なお従前の例による。)

【担当：総務室入札担当 千葉(内線 5058)】